

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う保安規定の変更について

令和2年7月20日

日本原子力研究開発機構

拠点名	保安規定変更許可申請	頁
原科研	原子炉施設保安規定	1-5
	廃棄物埋設施設保安規定	6-9
大洗研	原子炉施設保安規定(北地区、南地区)	10-14
	廃棄物管理施設保安規定	15-19
核サ研	再処理施設保安規定	20-24
青森	原子力第1船原子炉施設保安規定	25-29
敦賀	高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定	30-36
	新型転換炉発電用原子炉施設保安規定	37-41
参考資料	事業規則(保安規定)改正前後表	42-59

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
の変更について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第12号）**附則第8条（施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定）**に基づき、令和2年5月11日付けで**保安規定の変更認可申請**を実施した。

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、**原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）**が制定されたことから、原子炉施設の**品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。**
- ② 原子力事業者等に対する**検査制度の見直し**に伴い、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の**施設の管理（施設管理）**に関する措置を追加するとともに、関連する事項を変更する。
- ③ 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において、**ALARA（すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである）の基本精神に則り保安活動**を行うことを追加する。
- ④ その他、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）等の改正に伴い、関連する事項を変更する。

2. その他、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① **周辺監視区域における放射線測定機器（モニタリングポスト）の所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法を追加する。**
- ② **廃止措置施設の管理**に関する事項を追加する。
- ③ 原子炉施設の**定期的な評価**に係る手続きの記載を整理する。
- ④ **JRR-2の廃止措置に係る保安教育**に関する詳細を追加する。
- ⑤ その他、記載の適正化を図る。

施設管理に関する事項の追加

1) 基本方針に施設管理を追加(第1編)

保安活動の基本方針に施設管理に関する方針, 施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定めて保安活動を実施することを追加する。

2) 施設管理に関する活動を追加(各施設編)

原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドの内容を反映。

原子炉施設の定期的な評価に関する変更

1) 試験炉規則の改正に伴う変更(第1編)

試験炉規則の改正に伴い, 規則第9条の2に定められた経年劣化に関する技術的な評価, 規則第14条の2に定められた保安活動の定期的な評価に活動を明確化する。

廃止措置施設に関する事項の明確化

1) 恒久停止措置を明確化(第4編、第6編、第12編)

恒久停止にあたり実施すべき措置を明確化する。

2) JRR-2の廃止措置に係る保安教育に関する詳細を明確化(第1編、第4編)

JRR-2施設の構造、性能及び運転に関することの教育内容の詳細を明確化する。

保安管理体制に関する見直し

1) 原子炉主任技術者及び廃止措置保安主務者の職務の見直し(第1編)

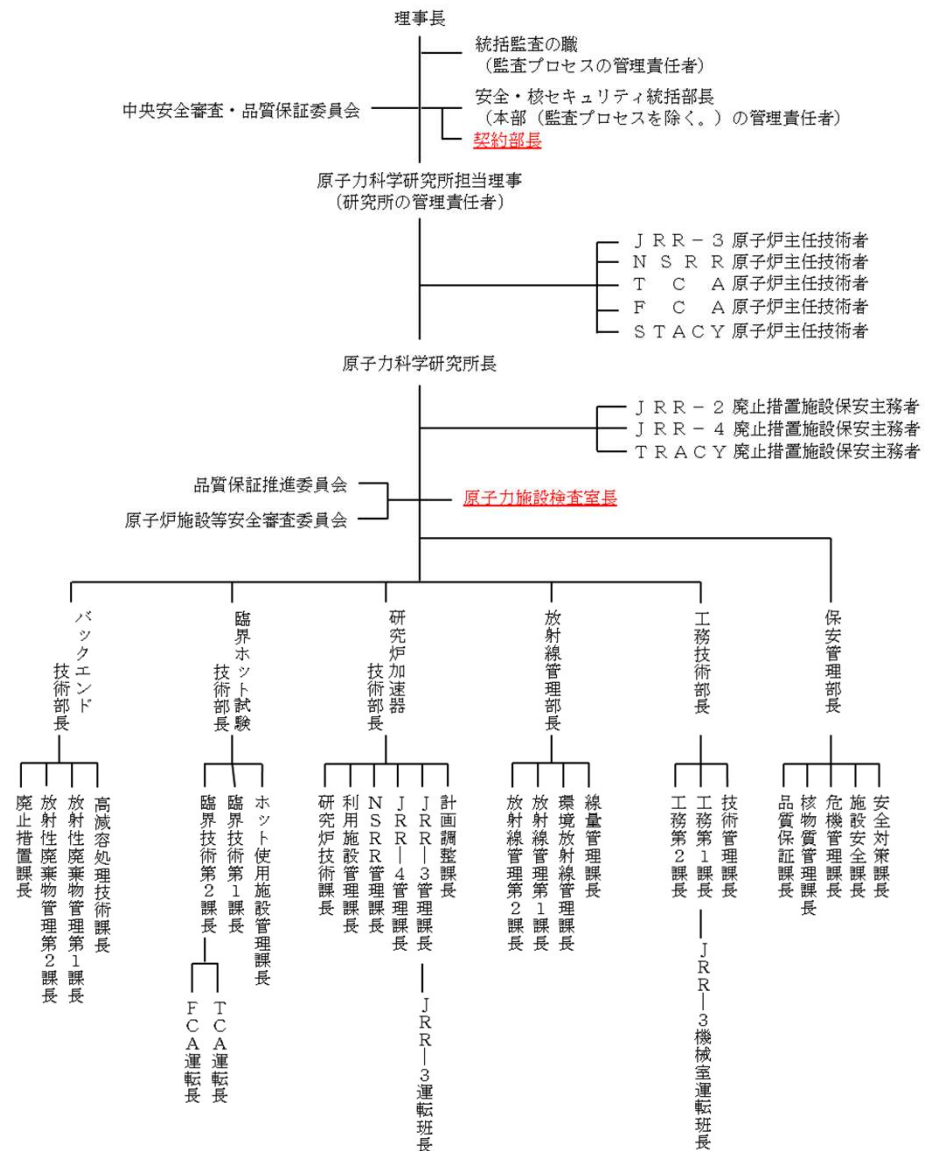
検査制度の見直しに伴い、保安検査がフリーアクセスを基本とした原子力規制検査に変更されたため、法定検査に立ち会うことを規定していた事項を削るなどの見直しを行う。

2) 事業者検査を行う原子力施設検査室の追加(第1編)

検査制度の見直しに伴い、使用前事業者検査(溶接検査を含む。)及び定期事業者検査(以下「事業者検査」という。)を行う組織として、新たに原子力施設検査室を設置し、検査を実施するとともに、事業者検査の独立性の確保としても明確にする。

3) 契約部長の追加(第1編)

保安に関する調達業務を行う契約部長を追加する。



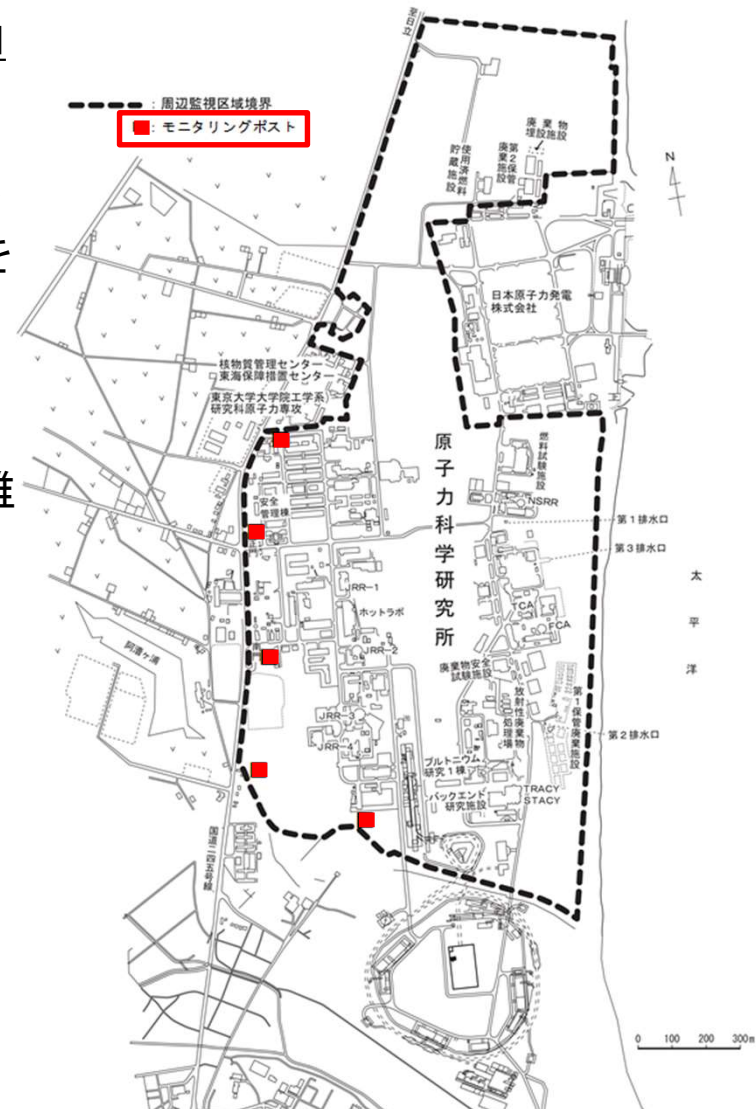
放射線管理に関する見直し

1) ALARAの基本精神に則り保安活動を行うことを追加 (第2編)

放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理においてALARAの基本精神に則り保安活動を行うことを追加。

2) モニタリングポストの管理及び測定の方法を明確化 (第1編、第2編)

モニタリングポストの所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法を明確化する。また、測定箇所を周辺監視区域図に明確化する。



品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う
原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定
の変更について

保安規定の変更について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則(原子力規制委員会規則第12号)附則第8条(施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定)に基づき、令和2年5月11日付けで保安規定の変更認可申請を実施した。

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
 - ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)が制定されたことから、廃棄物埋設施設の品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
 - ② 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、廃棄物埋設施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(施設管理)に関する措置を追加するとともに、関連する事項を変更する。
 - ③ その他、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。

第1章 総則

1) 基本方針に施設管理を追加

保安活動の基本方針に廃棄物埋設施設の施設管理に関する方針，施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定めて保安活動を実施することを追加する(第1条の2)。

2) 関係法令及び規定の遵守に関する活動並びに安全文化の醸成に関する活動を削る

品質管理基準規則に基づいた品質マネジメント活動の中で展開していくため，関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の醸成に関する活動を規定していた条文を削る。

第2章 保安管理体制

1) 廃棄物取扱主任者の職務の見直し

検査制度の見直しに伴い，保安検査がフリーアクセスを基本とした原子力規制検査に変更されたため，法定検査に立ち会うことを規定していた事項を削るなどの見直しを行う(第11条)。

第6章 異常時の措置

1) 事故異常時等に関する規定の制定を追加

廃棄物埋設施設における事故異常時の通報連絡及び措置等に関する規定を原子力科学研究所所長が定めることを追加する(第20条第1項)。

2) 防護資機材の整備の追加

廃棄物埋設施設における事故発生時の防護活動に必要な防護資機材を整備することを追加する(第20条第2項)。

第9章 保安教育

1) 施設の管理を行う者に対する保安教育を追加

第二種埋設規則の改正に伴い、廃棄物埋設施設の管理を行う者に対する保安教育を追加する(第31条)。

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う
大洗研究所原子炉施設保安規定（北地区・南地区）
の変更について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則(原子力規制委員会規則第12号) **附則第8条(施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定)**に基づき、令和2年5月11日付けで保安規定の変更認可申請を実施した。

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、**原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)**が制定されたことから、原子炉施設の**品質マネジメントシステムに関する事項を変更**する。
- ② 原子力事業者等に対する**検査制度の見直し**に伴い、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の**施設の管理(施設管理)に関する措置を追加**するとともに、関連する事項を変更する。
- ③ 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において、**ALARA(すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである)の基本精神に則り保安活動**を行うことを追加する。
- ④ その他、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。

2. その他、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① 高速実験炉について、平成25年12月18日改正法施行の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)(以下「新規制基準」という。)への適合までの対応を追加する。【南地区】
- ② 原子力災害対策特別措置法に基づいて作成した原子力事業者防災業務計画による**原子力防災訓練を定期的に実施**することを追加する。
- ③ 非常事態における活動として、**避難活動**を追加する。
- ④ 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を追加する。
- ⑤ その他、記載の適正化を図る。

第1編 総則

1) 基本方針に施設管理を追加

保安活動の基本方針に原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定めて保安活動を実施することを追加する(第1条の2)。

2) 新規制基準適合までの原子炉運転に関する方針を追加【南地区】

新規制基準への適合に係る使用前事業者検査の確認を受けるまでの間、原子炉の運転は行わないことを追加する。(第1条の2第3項)

3) 原子炉主任技術者及び廃止措置主任者の職務の見直し

検査制度の見直しに伴い、保安検査がフリーアクセスを基本とした原子力規制検査に変更されたため、法定検査に立ち会うことを規定していた事項を削る又は名称の変更を行う(北地区:第6条の2、南地区:第7条及び第7条の2)。

4) 事業者検査を行う独立検査組織の追加

検査制度の見直しに伴い、使用前事業者検査(溶接検査を含む。)及び定期事業者検査(以下「事業者検査」という。)を行う組織として、新たに独立検査組織である「原子力施設検査室」を設置し、検査を実施するとともに、事業者検査の独立性の確保を明確にする(北地区:第13条の2及び第13条の3、南地区:第12条の3及び第12条の4)。

5) 原子力防災訓練の定期的な実施を追加

原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的実施することを追加する(北地区:第24条、南地区:第21条)。

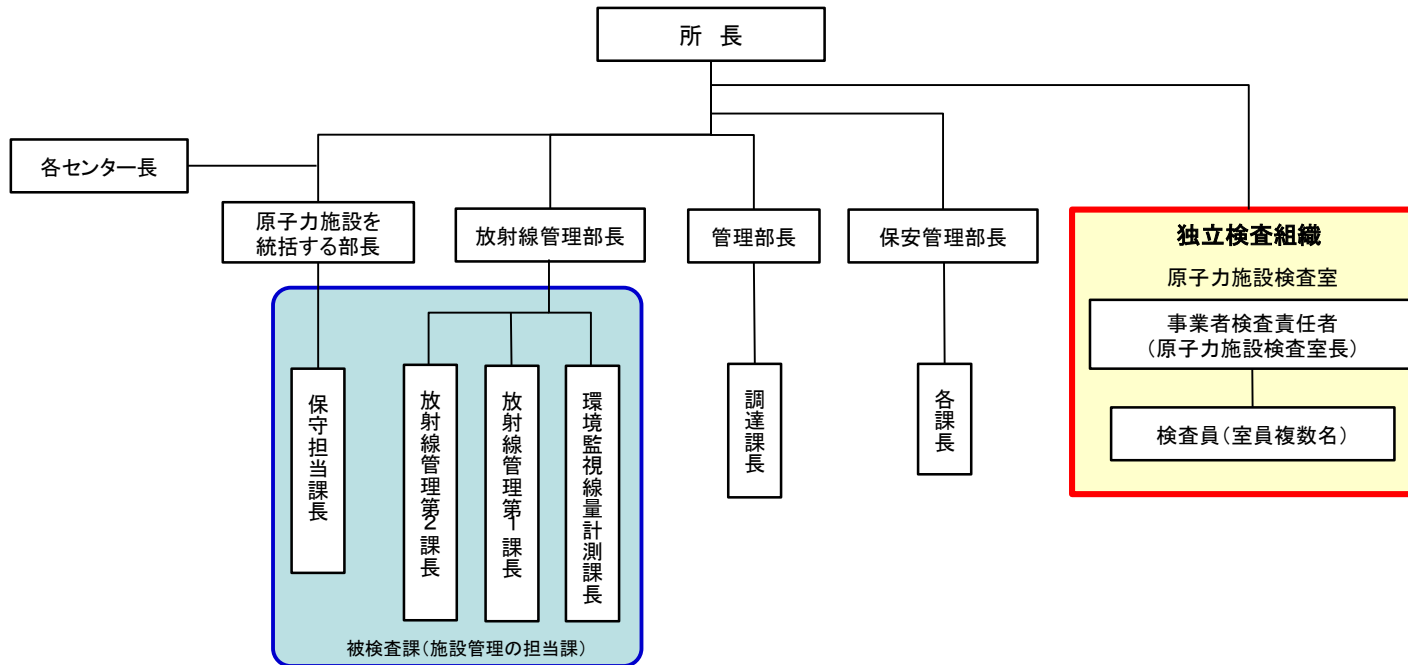
6) 避難指示の明確化

非常事態における防護活動として、避難活動を追加する(北地区:第29条、南地区:第26条)。

7) 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合の措置を追加

原子力災害対策特別措置法に定める事象が発生した場合は、保安規定によらずに原子力事業者防災業務計画に基づき措置することを追加する。(北地区:第31条、南地区:第28条)。

主な保安規定の変更の概要 (2/3)



大洗研究所原子炉施設における独立検査体制(独立検査組織)

- 検査員は、検査の独立性を確保するため、検査対象となる施設又は設備に関与しない者を選定し、編成する。

第2編 放射線管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

放射線業務従事者が放射線作業により受ける線量は、合理的に達成可能な限り低く抑える作業手順として実施することを追加する(北地区:第18条、南地区:第53条)。

第3編 核燃料物質等の運搬及び放射性廃棄物等の管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の放出量は、合理的に達成可能な限り低く管理することを追加する(北地区:第4条及び第6条、南地区:第77条及び第78条)。

第4編 DCA管理【南地区】

1) 恒久停止措置を追加

恒久停止措置として、炉心タンクから燃料を全て抜き取り、炉心タンクに封印蓋を取り付け、燃料を装荷できないようにし、計測制御系統施設の機能停止、並びに起動用中性子源を取り外した状態とすることを追加する(第84条の2)。

2) 廃止措置の管理を追加

廃止措置に係る施設・設備等の維持管理、汚染状況等の調査、廃止措置作業の計画、工事の実施、工事完了の報告、廃止措置のために導入する装置、管理区域内の解体撤去物等の区分、「放射性廃棄物でない廃棄物」の管理、設備の保安管理について追加する(第86条～第86条の9)。

第5編 「常陽」管理【南地区】

1) 新規制基準適合までの期間の施設管理の対応を追加

施設管理目標の策定に関して、新規制基準への適合に係る使用前事業者検査の確認を受けるまでの間においては、原子炉停止中において継続的な機能維持を必要とする施設・設備を選定することを追加する。(第135条の2)。

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う
大洗研究所廃棄物管理施設保安規定
の変更について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則(原子力規制委員会規則第12号)附則第8条(施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定)に基づき、令和2年5月11日付けで保安規定の変更認可申請を実施した。

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
 - ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)が制定されたことから、廃棄物管理施設の品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
 - ② 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、廃棄物管理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(施設管理)に関する措置を追加するとともに、関連する事項を変更する。
 - ③ 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において、ALARA(すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである)の基本精神に則り保安活動を行うことを追加する。
 - ④ その他、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和63年総理府令第47号。以下「管理規則」という。)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。
2. その他、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
 - ① 原子力災害対策特別措置法に基づいて作成した原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的に実施することを追加する。
 - ② その他、記載の適正化を図る。

第1章 総則

1) 基本方針に施設管理を追加

保安活動の基本方針に廃棄物管理施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定めて保安活動を実施することを追加する(第1条の2)。

2) 関係法令及び規定の遵守に関する活動並びに安全文化の醸成に関する活動の削除

品質管理基準規則に基づいた品質マネジメント活動の中で展開していくため、関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の醸成に関する活動を規定していた条文を削る。

第2章 保安管理体制

1) 建設段階の固体廃棄物減容処理施設に係る職位の追加

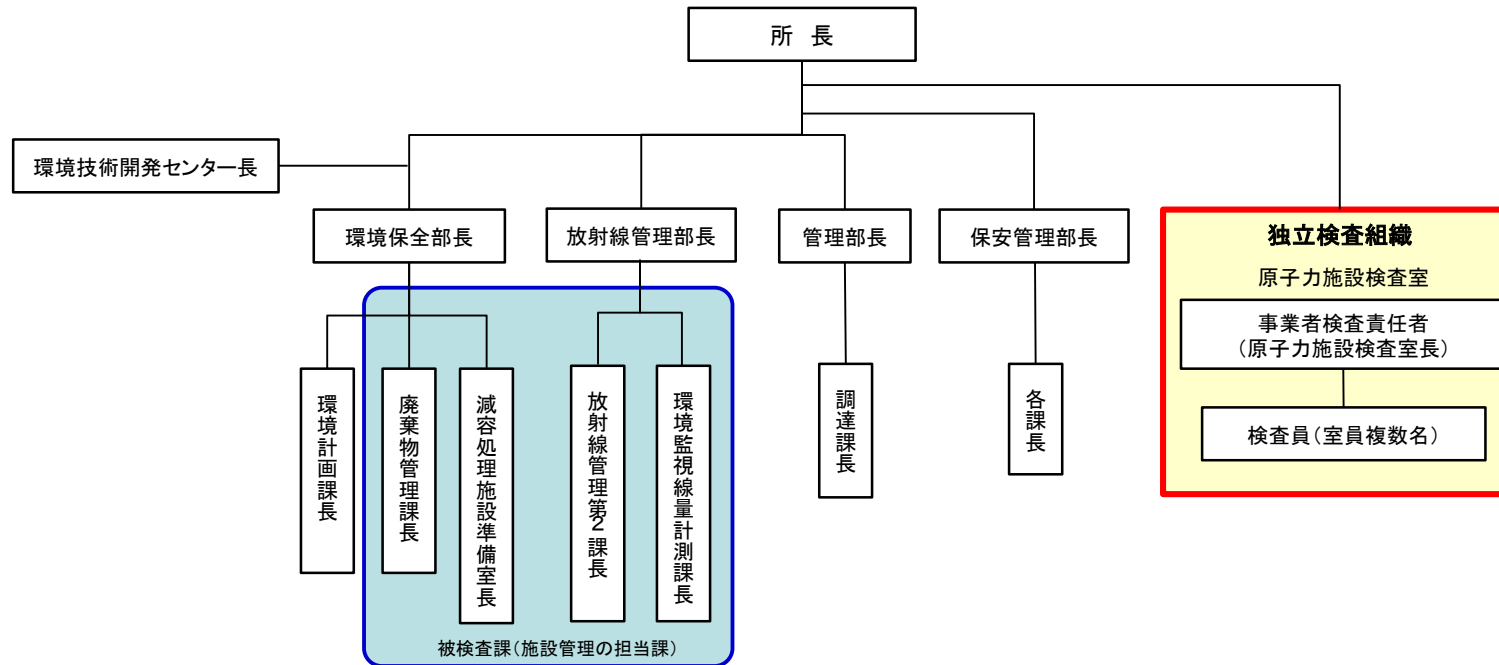
固体廃棄物減容処理施設の建設段階における試運転、施設管理及び検査に関する業務等を行う「減容処理施設準備室長」の職位を追加する(第6条)。

2) 事業者検査を行う独立検査組織の追加

検査制度の見直しに伴い、使用前事業者検査(溶接検査を含む。)及び定期事業者検査(以下「事業者検査」という。)を行う組織として、新たに独立検査組織として「原子力施設検査室」を設置し検査を実施するとともに、事業者検査の独立性の確保を明確にする(第10条及び第10条の2)。

3) 廃棄物取扱主任者の職務の見直し

検査制度の見直しに伴い、保安検査がフリーアクセスを基本とした原子力規制検査に変更されたため、法定検査に立ち会うことを規定していた事項を削るなどの見直しを行う(第12条)。



大洗研究所廃棄物管理施設における独立検査体制(独立検査組織)

- 検査員は、検査の独立性を確保するため、検査対象となる施設又は設備に関与しない者を選定し、編成する。

第3章 運転管理

1) 自然現象等が発生した場合の措置を追加

地震、竜巻、火山の噴火、森林火災、その他外部火災又は爆発が発生した場合の措置を追加する(第29条の2)。

2) 建設段階の固体廃棄物減容処理施設に係る対応を追加

固体廃棄物減容処理施設に係る、「鍵の管理」(第17条)、「要員の配置」(第18条)及び「勤務時間外に異常が発生した場合の措置」(第30条)を追加する。

第6章 放射線管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

放射線業務従事者が放射線作業により受ける線量は、合理的に達成可能な限り低く抑える作業手順として実施することを追加する(第68条)。

気体廃棄物及び液体廃棄物の放射性物質の放出量は、合理的に達成可能な限り低く管理することを追加する(第79条、第81条)。

第8章 異常時の通報

1) 建設段階の固体廃棄物減容処理施設に係る対応を追加

固体廃棄物減容処理施設に係る、異常を発見した者の通報について追加する(第105条)。

第9章 非常の場合に講ずべき処置

1) 事前の措置として医療機関の確保を追加

非常事態に対処するため、事前の措置として医療機関の確保を追加する(第107条)。

第11章 保安教育

1) 原子力防災訓練の定期的な実施を追加

原子力事業者防災業務計画による原子力防災訓練を定期的を実施することを追加する(第122条)。

品質管理基準規則の制定，検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う
再処理施設保安規定
の変更について

保安規定の変更について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則(原子力規制委員会規則第12号)附則第8条(施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定)に基づき、令和2年5月11日付けで保安規定の変更認可を申請した。

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
 - ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)が制定されたことから、再処理施設の品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
 - ② 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(施設管理)に関する措置を追加するとともに、関連する事項を変更する。
 - ③ 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において、ALARA(すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである)の基本精神に則り保安活動を行うことを追加する。
 - ④ その他、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。
2. その他、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
 - ① 再処理規則第14条(工場又は事業所において行われる運搬)の改正により、核燃料物質等の運搬前に保安上の措置の実施状況の確認が追加されたことから、運搬に係る関連条項を変更する。
 - ② 核燃料取扱主任者の計画等に対する同意手続きについて、最終決裁者の承認前に同意を得ることを明確にする。(「同意を得るとともに」⇒「同意を得たのち」等)
 - ③ その他、記載の適正化を図る。

第 I 編 総則

1) 施設管理に関する基本方針の追加

保安活動の基本方針に再処理施設の施設管理に関する方針，施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定めて保安活動を実施することを追加する(第1条の2)。

2) 品質保証活動の維持・改善，関係法令等遵守・安全文化醸成のための活動，管理責任者の削除(品質マネジメント活動の中で展開)

品質管理基準規則に基づいた品質マネジメント活動の中で展開していくため，品質保証活動の維持・改善，関係法令等遵守・安全文化醸成のための活動，管理責任者を規定していた条文(第2条の2，第3条の2)を削る。

3) 核燃料取扱主任者の職務から施設定期検査等の原則立会を削除

検査制度の見直しに伴い，施設定期検査等はフリーアクセスを基本とした原子力規制検査に移行されたため，立ち会うことを規定していた事項を削る(第46条)。

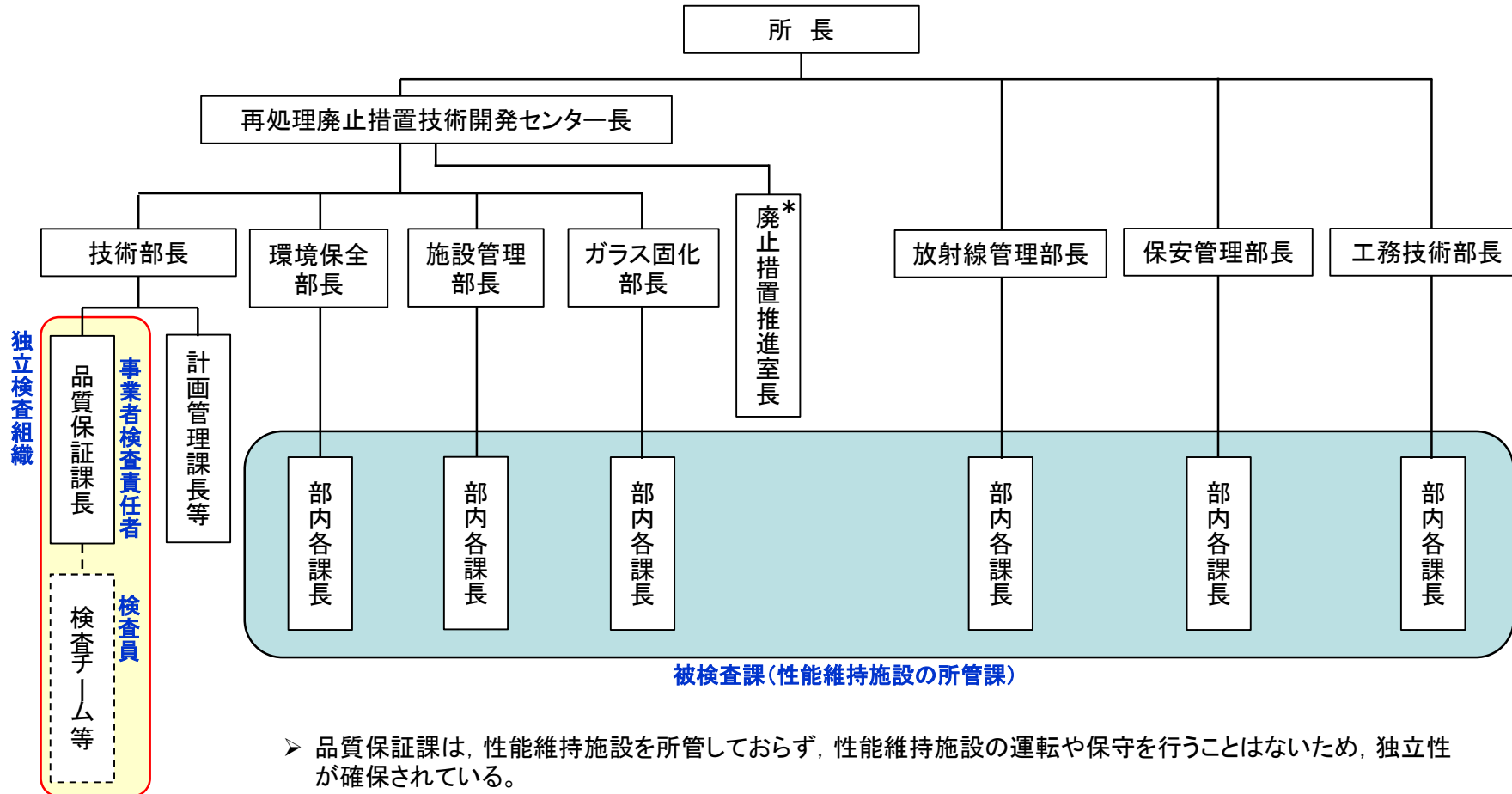
4) 核燃料物質等の運搬前に保安上の措置の実施状況の確認の追加

再処理規則第14条(工場又は事業所において行われる運搬)の改正により，核燃料物質等の運搬前に保安上の措置の実施状況の確認が追加されたことから，運搬に係る関連条項を変更する(第63条～第66条)。

5) 事業者検査の独立性の確保に係る記載追加

検査制度の見直しに伴い，品質保証課長が，事業者検査責任者として定期事業者検査及び使用前自主検査を行い，かつ，品質保証課長の職務として，事業者検査の業務を追加するとともに，事業者検査の独立性の確保を明確にする(第16条の1の2，第51条の2及び第51条の4 8.2.4)。

* : 令和2年6月23日付保安規定変更認可



再処理施設における独立検査体制

第Ⅱ編 放射線管理

1)ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を変更

放射線業務従事者が放射線作業により受ける線量は、合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理することを追加する(第101条)。

第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理

1)ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を変更

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理することを追加する(第173条及び第179条)。

2)施設管理に関する事項の追加

再処理規則第11条(再処理施設の施設管理)の改正に伴い、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画(設備保全整理表、検査整理要否表を含む。)を策定し、保全活動を実施することを追加する(第183条及び第183条の2)。

3)定期事業者検査等に係る事項の追加

再処理規則第7条の10(定期事業者検査の実施)等の改正に伴い、性能維持施設の施設定期自主検査を削除し、定期事業者検査を実施することを追加。(第195条)。

以上

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う
原子炉施設保安規定
の変更について
(原子力第1船原子炉施設)

保安規定の変更について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則（原子力規制委員会規則第12号）**附則第8条（施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定）に基づき，令和2年5月11日付けで保安規定の変更認可申請を実施した。**

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い，保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
 - ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、**原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）**が制定されたことから、原子炉施設の**品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。**
 - ② 原子力事業者等に対する**検査制度の見直し**に伴い、原子炉施設の保全のために行う設計，工事，巡視，点検，検査その他の**施設の管理（施設管理）に関する措置を追加するとともに，**関連する事項を変更する。
 - ③ 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において，**ALARA（すべての被ばくは社会的，経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである）の基本精神に則り保安活動**を行うことを追加する。
 - ④ その他、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）等の改正に伴い，関連する事項を変更する。
2. その他，保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
 - ① 廃棄物パッケージの内部点検について、分別作業を追加して行うため取扱いに変更する。
 - ② 放射性廃棄物の運搬に係る措置において、放射性廃棄物を事業所外で運搬することを追加する。

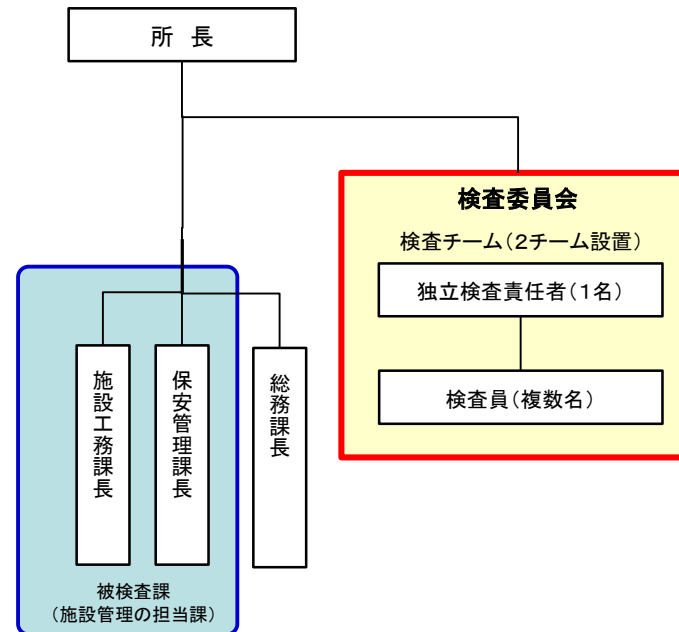
第1編 総則

1) 基本方針に施設管理を追加

保安活動の基本方針に試験研究等原子炉施設の施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定めて保安活動を実施することを追加する(第1条の2)。

2) 事業者検査を行う検査委員会の追加

検査制度の見直しに伴い、使用前事業者検査(溶接検査を含む。)及び定期事業者検査(以下「事業者検査」という。)を行う組織として、新たに検査委員会を設置し、検査を実施するとともに、事業者検査の独立性の確保としても明確にする(第9条の3及び第9条の4)。



青森研究開発センターにおける独立検査体制(検査委員会)

- 検査チームは、検査の独立性を確保するため、検査対象となる設備・機器を所掌していない者又は検査対象の施設管理に係る保全活動に関与しない者を選定し、編成する。

第2編 放射線管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

放射線業務従事者が放射線作業により受ける線量は、合理的に達成可能な限り低く抑える作業手順として実施することを追加する(第19条)。

放射性液体廃棄物を放出する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理することを追加する(第31条)

2) 放射性廃棄物の運搬に係る措置を追加

保管建屋で保管している放射性廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟において取扱い(点検等)を実施するため、放射性廃棄物の事業所外の運搬を追加する(第42条)。

第3編 原子炉施設の管理

1) 廃棄物パッケージの「内部点検」を「内容物の取扱い」に変更

廃棄物パッケージの内部点検について、分別作業を追加して行うため取扱いに変更する(第17条の3)。

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う
高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定
の変更について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則(原子力規制委員会規則第12号)附則第8条(施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定)に基づき、令和2年5月11日付けで保安規定の変更認可申請を実施した。

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)が制定されたことから、もんじゅの品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
- ② 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、もんじゅの保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(施設管理)に関する措置を追加するとともに、関連する事項を変更する。
- ③ 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において、ALARA(すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである)の基本精神に則り保安活動を行うことを追加する。
- ④ その他、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。

2. その他、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへのナトリウム移送完了に伴い、記載を変更する。
- ② 施設運用管理に関する基本的な業務(巡視、監視、操作、設備不具合時の対応等)を明確化する。
- ③ その他、記載の適正化を図る。

第1章 総則

1) 関係法令及び規定の遵守に関する活動並びに安全文化の醸成に関する活動を削る

品質管理基準規則に基づいた品質マネジメント活動の中で展開していくため、関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の醸成に関する活動を規定していた条文を削除。

第2章 品質マネジメントシステム

1) 品質管理基準規則の内容を反映

第3章 保安管理体制

1) 平常時の環境モニタリングに関する業務の追加

安全・品質保証室の業務に平常時の環境モニタリングに関することを追加(第5条)。

2) 定期事業者検査に関する業務の追加

品質保証課の業務に独立検査組織として、定期事業者検査に関することを追加(第5条)。

第4章 廃止措置管理

1) 施設運用管理に関する基本的な業務の明確化

施設運用管理に関する基本的な業務(巡視・監視・操作・設備不具合時の対応等)の明確化として、当直長が実施する業務についての項目を追加(第15条の2)。

2) 2次冷却系ナトリウム一時保管用タンクへのナトリウム移送完了に伴う変更

2次系冷却材ナトリウムの移送が完了したため移送作業を行う場合の記載を削除(第67条の5)。

第5章 燃料管理

1) 使用済燃料等の運搬時における遵守事項を追加

使用済燃料等を管理区域外や周辺監視区域外へ運搬する場合の措置事項及び措置事項の確認を運搬前に行うことについて追加(第68条及び第74条)。

第6章 放射性廃棄物の管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

排気、排水等を実施する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理することを追加(第74条の2)。

2) 所外運搬時の遵守事項を追加

放射性固体廃棄物を管理区域外や周辺監視区域外へ運搬する場合の措置事項及び措置事項の確認を運搬前に行うことを追加(第75条)。

第7章 放射線管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

放射線業務従事者が放射線作業により受ける線量は、合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理することを追加(第80条の2及び第89条)。

2) 平常時の環境放射線モニタリングを追加

環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定し評価することを追加(第93条の2)。

3) 物品移動時の遵守事項を追加

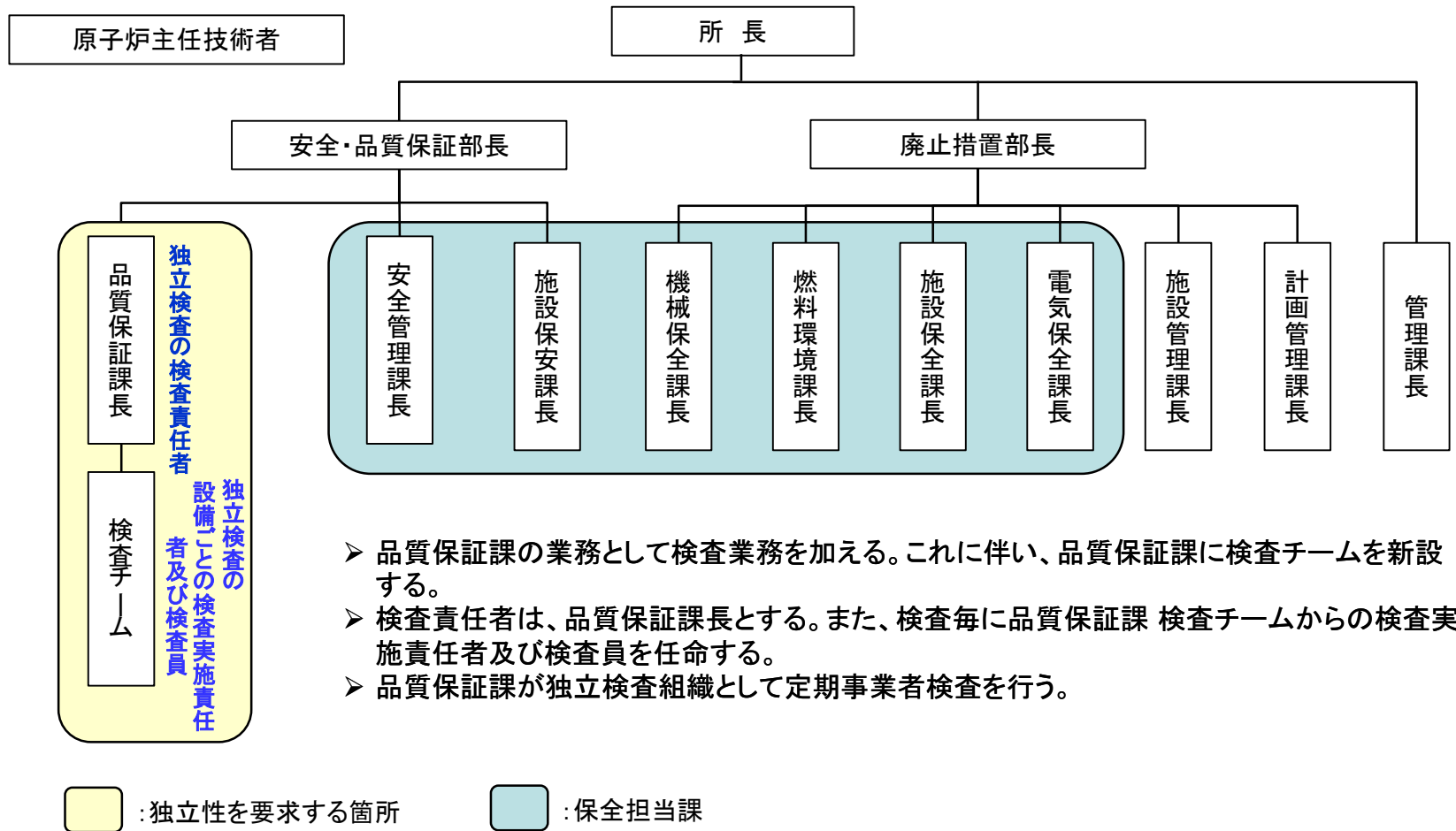
核燃料物質等(使用済燃料等を除く)を管理区域外や周辺監視区域外へ持ち出す場合の措置事項及び措置事項の確認を移動前に行うことについて追加(第96条及び第97条)。

第8章 施設管理

1) 原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドの内容を反映

「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の制定に伴う、保守管理から施設管理への変更に係る変更(第16条、第103条、第103条の2、第103条の3、第103条の4、第103条の5及び第103条の6)。

検査体制



- 品質保証課の業務として検査業務を加える。これに伴い、品質保証課に検査チームを新設する。
- 検査責任者は、品質保証課長とする。また、検査毎に品質保証課 検査チームからの検査実施責任者及び検査員を任命する。
- 品質保証課が独立検査組織として定期事業者検査を行う。

施設運用管理に関する基本的な業務の明確化に伴う 保安規定改正内容（第15条の2）

改正前	改正後
<p>[条を加える]</p>	<p>(施設運用管理業務)</p> <p>第15条の2 当直長は、廃止措置の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、施設運用管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉施設の施設運用管理に関する次の業務を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 施設運用操作に係る事項を定め運用する。 b. 原子炉施設に係る警報発信時の対応内容を定め運用する。 c. 原子炉施設の設備故障及び事故発生時の対応内容を定め運用する。 <p>(2) 当直長は、中央制御室における監視、第16条の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、設備故障があれば関係課長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、関係課長の依頼に基づき、第1号a.による施設運用操作を実施する。また、関係課長は、当直長から引き渡された範囲に対して、必要な作業を行う。</p>



2次冷却系ナトリウム一時保管用タンクへのナトリウム移送完了に伴う 保安規定改正内容（第67条の5）

改正前	改正後
<p>(2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの移送)</p> <p>第67条の5 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送作業を行う場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 機械保全課長は、作業開始前に、小規模なナトリウム漏えいが発生した時の初期消火活動を目的として、ナトレックス消火器が配備されていることを確認する。</p> <p>(2) 機械保全課長は、作業開始前に、一時保管用タンク及び移送用配管が予熱（約130℃）状態であることを確認する。</p> <p>(3) 機械保全課長は、作業開始前に、一時保管用タンク内のアルゴンガス圧力が250Pa以下であることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は、作業開始前に、ナトリウム移送中に空気雰囲気セルモニタ（煙感知型又は熱感知型）及び火災感知器によるナトリウム漏えいの監視ができる状態にあることを確認する。</p> <p>(5) 機械保全課長は、作業開始前に、架台に設置したナトリウム漏えい検出用の温度検出器によるナトリウム漏えいの監視ができる状態にあることを確認する。</p> <p>(6) 当直長は、作業開始前に、既設の窒素ガス供給設備から火災が発生した区画に窒素ガス注入を行える状態にあることを確認する。</p> <p>(7) 機械保全課長は、ナトリウムの移送作業に際し、あらかじめ定めたナトリウム移送手順に基づき、一時保管用タンク内のアルゴンガス圧力を微正圧状態（250Pa以下）に維持し移送作業を実施する。</p> <p>(8) 機械保全課長は、ナトリウムの移送作業中に監視員を配置する。</p> <p>(9) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのナトリウム移送後、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になるまでの間、一時保管用タンク内のアルゴンガス圧力を微正圧状態（250Pa以下）に維持するとともに、1日に1回、監視・パトロールによって異常の無いことを確認する。</p> <p>2 2次冷却材ナトリウム一時保管用タンクへの2次系冷却材ナトリウムの移送完了後（固化後）については、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 機械保全課長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了し、一時保管用タンク内のナトリウム温度が95℃以下になったことを確認した後、アルゴンガスポンペを接続し一時保管用タンク内を正圧状態（約20kPa）に保てる状態にあることを確認する。</p> <p>(2) 機械保全課長は、前号の確認後、ナトリウムの移送時に使用したナトリウム移送用配管、アルゴンガス供給用配管を撤去する。</p> <p>(3) 当直長は、一時保管用タンクへのナトリウムの移送が完了した後、一時保管用タンク設置エリアへの入室に係る鍵管理を行い、作業の必要時以外の入室を規制する。</p> <p>(4) 当直長は、一時保管用タンク内のナトリウムが固化した後、毎日1回、巡視によって異常の無いことを確認する。</p> <p>3 機械保全課長又は当直長は、2次系冷却材ナトリウムの移送作業の際に第1項のいずれかの事項が満足できない場合は、直ちにナトリウムの移送作業を中断する。</p> <p>4 機械保全課長は、前項の中断からナトリウムの移送作業を再開する場合は、第1項を満足していることを確認し、原子炉主任技術者の確認を受け、所長の承認を受ける。</p> <p>5 機械保全課長又は当直長は、第2項のいずれかの事項が満足していないことを確認した場合は、速やかに第2項を満足するよう措置を開始する。</p>	<p>第67条の5（削除）</p>

品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる
法令改正等に伴う
新型転換炉原型炉（ふげん）施設保安規定
の変更について

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則(原子力規制委員会規則第12号)附則第8条(施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定)に基づき、令和2年5月11日付けで保安規定の変更認可申請を実施した。

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。)が制定されたことから、新型転換炉施設の品質マネジメントシステムに関する事項を変更する。
- ② 原子力事業者等に対する検査制度の見直しに伴い、新型転換炉原型炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(施設管理)に関する措置を追加するとともに、関連する事項を変更する。
- ③ 放射線業務従事者が受ける線量の管理並びに放射性固体廃棄物及び放射性液体廃棄物の管理において、ALARA(すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである)の基本精神に則り保安活動を行うことを追加する。
- ④ その他、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。

2. その他、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。

- ① 地震・火災等発生時の対応における記載の具体化及び充足を図る。
- ② その他、記載の適正化を図る。



主な保安規定の変更の概要 (1/3)

第1章 総則

1) 関係法令及び規定の遵守に関する記載の見直し並びに安全文化の醸成に関する記載の削除

品質管理基準規則に基づいた品質マネジメント活動の中で展開していくため、関係法令及び規定の遵守を規定していた条文の見直し並びに安全文化の醸成に関する活動を規定していた条文を削除(第3条、第4条)。

第2章 品質マネジメントシステム

1) 品質管理基準規則の内容を反映

第3章 保安管理体制

1) 平常時の環境放射線モニタリングに関する業務の追加

安全・品質保証室の業務に平常時の放射線環境モニタリング関することを追加(第7条)。

2) 定期事業者検査に関する業務の追加

品質保証課の業務に独立検査組織として、定期事業者検査等に関することを追加(第7条)。

第4章 廃止措置管理

1) 用語の修正を反映

規格名称の変更(日本工業規格⇒日本産業規格)及び研開炉規則の用語変更(保守管理⇒施設管理)を反映(第44条及び第46条)。

第5章 設備維持管理

1) 原子力事業者等における使用前事業者検査, 定期事業者検査, 保安のための措置等に係る運用ガイドの内容を反映

「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」の制定に伴う、保守管理から施設管理への変更に係る変更(第22条、第23条、第23条の2、第23条の3、第23条の4、第23条の5)。

第6章 燃料管理

1) 使用済燃料等の運搬時における遵守事項の拡充及び追加

使用済燃料の運搬時における措置事項及び措置事項の確認を運搬前に行うことについて追加(第26条)。

第7章 廃棄物管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

排気、排水等を実施する場合は、周辺環境への影響を合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理することを追加(第27条、第33条、第34条)。

2) 放射性固体廃棄物運搬時の遵守事項を追加

放射性固体廃棄物を管理区域外へ運搬する場合の措置事項及び措置事項の確認を運搬前に行うことを追加(第30条)。

第8章 放射線管理

1) ALARAの基本精神に則り保安活動の実施を追加

放射線業務従事者が放射線作業により受ける線量は、合理的に達成可能な限り低く抑えるよう管理することを追加(第35条の2及び第45条)。

2) 平常時の環境放射線モニタリングを追加

環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価することを追加(第48条の2)。

3) 物品移動時の遵守事項を追加

核燃料物質等(使用済燃料等を除く)を搬出する場合の措置事項及び措置事項の確認を移動前に行うことについて追加(第50条及び第51条)。

第9章 非常時の措置

1) 地震・火災発生時の対応の充実

地震発生時の対応に係る条文(第22条第5項)の内容を火災発生時の対応に係る条へ統合したほか、火災発生時における保全のための活動を行う体制の整備について追加(第61条)。

2) 大規模損壊及び電源機能喪失に対する体制整備に関する事項の明確化

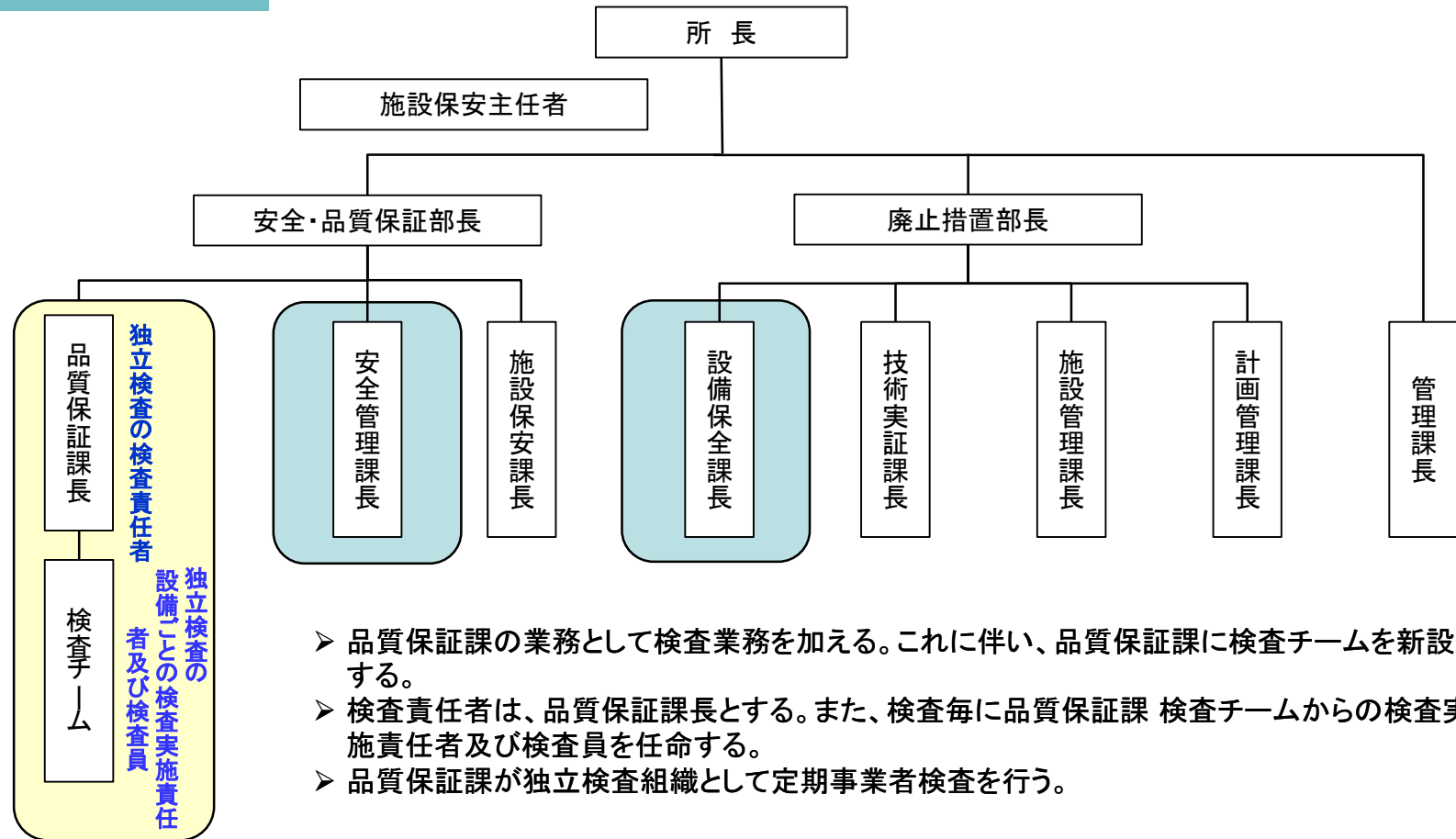
大規模損壊発生時及び電源機能喪失時(電源機能喪失時等)について追加(第64条の2)。

第10章 保安教育

1) 品質マネジメントに関する教育項目を追加

品質マネジメントに関する教育を保安教育実施方針に追加(第67条)。

検査体制



- 品質保証課の業務として検査業務を加える。これに伴い、品質保証課に検査チームを新設する。
- 検査責任者は、品質保証課長とする。また、検査毎に品質保証課 検査チームからの検査実施責任者及び検査員を任命する。
- 品質保証課が独立検査組織として定期事業者検査を行う。

: 独立性を要求する箇所

: 保全担当課

事業規則（保安規定）改正前後表

試験炉規則第15条(保安規定)改正前後表 (1/5)

➤ 試験炉規則第15条(保安規定)の改正前後表を示す(下線部:改正箇所)。

改正前	改正後
<p>(保安規定) 第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>二 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。 (新規)</p> <p>三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。 ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定に関すること。 (2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (3) 放射線管理に関すること。 (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。 (5) 非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>三 試験研究用等原子炉施設の運転に関する<u>こと。</u></p>	<p>(保安規定) 第十五条 法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所(船舶にあつては、その船舶)<u>以下この条において同じ。</u>ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p><u>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</u></p> <p><u>二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</u></p> <p>三 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p> <p><u>四 試験研究用等原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに試験研究用等原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</u></p> <p>五 試験研究用等原子炉施設の運転及び管理を行う者その他試験研究用等原子炉を利用する者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。 ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の<u>遵守</u>に関すること。 (2) 試験研究用等原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。 (3) 放射線管理に関すること。 (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。 (5) 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関すること。</p> <p>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p><u>六 試験研究用等原子炉施設の運転に関する<u>ことであつて、次に掲げるもの</u></u></p>



試験炉規則第15条(保安規定)改正前後表 (2/5)

改正前	改正後
<p>(新規)</p> <p>四 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関する<u>こと</u>。</p> <p>五 試験研究用等原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材等の配置及び配置替えの<u>手続に関すること</u>。</p> <p>六 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する<u>こと</u>。</p> <p>七 排気監視設備及び排水監視設備に関する<u>こと</u>。</p> <p>八 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する<u>こと</u>。</p> <p>九 放射線測定器の管理に関する<u>こと</u>。</p> <p>十 試験研究用等原子炉施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関する<u>こと</u>。</p> <p>十一 試験研究用等原子炉施設の施設定期自主検査に関する<u>こと(保安上特に管理を必要とする設備の特定を含む。)</u>。</p> <p>十二 放射線の利用に係る保安に関する<u>こと</u>。</p> <p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関する<u>こと</u>。</p> <p>十四 放射性廃棄物の廃棄に関する<u>こと</u>。</p> <p>十五 非常の場合に採るべき処置(発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、試験研究用等原子炉施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合に採るべき処置を含む。)に関する<u>こと</u>。 (新規)</p> <p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する<u>記録</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p><u>イ 試験研究用等原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。</u></p> <p><u>ロ 試験研究用等原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項</u></p> <p><u>ハ 異状があつた場合の措置に関すること(第十四号に掲げるものを除く。)</u>。</p> <p><u>ニ 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</u> (削る) (削る)</p> <p>七 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する<u>こと</u>。</p> <p>八 排気監視設備及び排水監視設備に関する<u>こと</u>。</p> <p>九 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する<u>こと</u>。</p> <p>十 放射線測定器の管理<u>及び放射線の測定方法</u>に関する<u>こと</u>。 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>十一 放射線の利用に係る保安に関する<u>こと</u>。</p> <p>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(<u>工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>十三 放射性廃棄物の廃棄(<u>工場又は事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>十四 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置)に関する<u>こと</u>。</p> <p>十五 <u>設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</u></p> <p>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する<u>適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p>



試験炉規則第15条(保安規定)改正前後表 (3/5)

改正前	改正後
<p>(新規)</p> <p><u>十七</u> 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。</p> <p><u>十八</u> 品質保証(保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいう。)に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 品質保証計画の策定に関すること。</p> <p>ロ 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>ハ 品質保証計画に基づく品質保証活動の実施(保安に関し必要な個々の事項の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む。)、評価(監査を含む。)及び品質保証計画の継続的な改善に関すること。</p> <p>ニ 品質保証活動に必要な文書及び記録に関すること。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p><u>十九</u> その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p> <p>(新規)</p>	<p><u>十七</u> 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</p> <p><u>十八</u> 試験研究用等原子炉施設の定期的な評価に関すること。 <u>(削る)</u></p> <p><u>十九</u> 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。</p> <p><u>二十</u> 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>二十一</u> その他試験研究用等原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p> <p><u>2</u> 法第四十三条の三の二第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第三十七条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> <p>二 品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</p>

試験炉規則第15条(保安規定)改正前後表 (4/5)

改正前	改正後
	<p><u>五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</u></p> <p><u>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</u></p> <p><u>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</u></p> <p><u>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</u></p> <p><u>(2) 試験研究用等原子炉施設の構造及び性能に関すること。</u></p> <p><u>(3) 試験研究用等原子炉施設の廃止措置に関すること。</u></p> <p><u>(4) 放射線管理に関すること。</u></p> <p><u>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。</u></p> <p><u>(6) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</u></p> <p><u>ハ その他試験研究用等原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</u></p> <p><u>六 試験研究用等原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること</u> (<u>廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</u>。</p> <p><u>七 試験研究用等原子炉施設の運転及び利用の安全審査に関すること。</u></p> <p><u>八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</u></p> <p><u>九 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</u></p> <p><u>十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性質の密度の監視並びに汚染の除物去に関すること。</u></p> <p><u>十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</u></p> <p><u>十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること(廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。)</u>。</p> <p><u>十三 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</u></p> <p><u>十四 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</u></p> <p><u>十五 設計想定事象又は多量の放射性物質等を放出する事故に係る試験研究用等原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</u></p>



試験炉規則第15条(保安規定)改正前後表 (5/5)

改正前	改正後
<p>(新規) 2 前項の申請書の提出部数は、<u>正本及び写し各一通</u>とする。</p>	<p><u>十六 試験研究用等原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</u> <u>十七 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十六条の十四各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</u> <u>十八 試験研究用等原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</u> <u>十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の試験研究用等原子炉設置者との共有に関すること。</u> <u>二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</u> <u>二十一 廃止措置の管理に関すること。</u> <u>二十二 その他試験研究用等原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</u> 3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。 4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、<u>正本一通</u>とする。</p>



第二種埋設規則第20条(保安規定)改正前後表 (1/2)

➤ 第二種埋設規則第20条(保安規定)の改正前後表を示す(下線部:改正箇所)。

改正前	改正後
<p>(保安規定) 第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p> <p><u>二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</u> <u>（新規）</u></p> <p><u>三 廃棄物埋設施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</u></p> <p><u>四 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>五 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</u></p> <p><u>六 廃棄物埋設施設の放射線業務従事者</u>に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質等の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に<u>採る</u>べき処置に関すること。</p> <p>ハ その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>(保安規定) 第二十条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置づけに関することを含む。）。</u> <u>（削る）</u></p> <p><u>三 廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</u></p> <p><u>四 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</u></p> <p><u>五 廃棄物埋設施設の操作及び管理を行う者</u>に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に<u>講ず</u>べき処置に関すること。</p> <p>ハ その他廃棄物埋設施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>



第二種埋設規則第20条(保安規定)改正前後表 (2/2)

改正前	改正後
<p><u>七</u> 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関すること。</p> <p><u>八</u> 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p><u>九</u> 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p><u>十</u> 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p><u>十一</u> 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視(前号に掲げるものを除く。)に関すること。</p> <p><u>十二</u> 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。</p> <p><u>十三</u> 廃棄物埋設施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</p> <p><u>十四</u> 放射性廃棄物の受入れの基準に関すること。</p> <p><u>十五</u> 放射性廃棄物の受入れ(前号に掲げるものを除く。)、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。</p> <p><u>十六</u> 非常の場合に<u>採る</u>べき処置に関すること。 (新規)</p> <p><u>十七</u> 廃棄物埋設施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。 (新規)</p> <p>十八 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。</p> <p>十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者との共有に関すること。</p> <p>二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p>二十一 その他廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p><u>六</u> 放射能の減衰に応じた第二種廃棄物埋設についての保安のために講ずべき措置に関すること。</p> <p><u>七</u> 管理区域、周辺監視区域及び埋設保全区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p><u>八</u> 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p><u>九</u> 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p><u>十</u> 第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視(前号に掲げるものを除く。)に関すること。</p> <p><u>十一</u> 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。 (削る)</p> <p><u>十二</u> 放射性廃棄物の受入れの基準に関すること。</p> <p><u>十三</u> 放射性廃棄物の受入れ(前号に掲げるものを除く。)、運搬、廃棄その他の取扱い(事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p> <p><u>十四</u> 非常の場合に<u>講ず</u>べき処置に関すること。</p> <p><u>十五</u> 設計想定事象に係る廃棄物埋設施設の保全に関する措置に関すること。</p> <p><u>十六</u> 廃棄物埋設施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第二十二条の十七各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>十七</u> 廃棄物埋設施設の施設管理に関すること。</p> <p>十八 廃棄物埋設施設の定期的な評価等に関すること。</p> <p>十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者との共有に関すること。</p> <p>二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十八号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p>二十一 その他廃棄物埋設施設に係る保安に関し必要な事項</p>

管理規則第34条(保安規定)改正前後表 (1/4)

➤ 管理規則第34条(保安規定)の改正前後表を示す(下線部:改正箇所)。

改正前	改正後
<p>(保安規定) 第三十四条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事 二 <u>安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事</u> 三 <u>廃棄物管理施設の品質保証に関する事(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)</u> 四 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関する事(次号に掲げるものを除く。) 五 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事 六 廃棄物管理施設の<u>放射線業務従事者</u>に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事 ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 (2) 廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関する事 (3) 放射線管理に関する事 (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事 (5) 非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関する事 ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項 七 <u>保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する事</u>。</p>	<p>(保安規定) 第三十四条 法第五十一条の十八第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、認可を受けようとする事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事 <u>(削る)</u> 三 <u>品質マネジメントシステムに関する事(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。))の保安規定上の位置付けに関する事を含む。)</u> 三 廃棄物管理施設の操作及び管理を行う者の職務及び組織に関する事(次号に掲げるものを除く。) 四 廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関する事 五 廃棄物管理施設の<u>操作及び管理を行う者</u>に対する保安教育に関する事であつて次に掲げるもの イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する事 ロ 保安教育の内容に関する事であつて次に掲げるもの (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事 (2) 廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関する事 (3) 放射線管理に関する事 (4) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事 (5) 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関する事 ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項 六 <u>廃棄物管理施設の操作に関する事であつて、次に掲げるもの</u> イ <u>廃棄物管理施設の操作を行う体制の整備に関する事</u> ロ <u>廃棄物管理施設の操作に当たつて確認すべき事項及び操作に必要な事項</u> ハ <u>異状があつた場合の措置に関する事(第十二号に掲げるものを除く。)</u>。</p>

管理規則第34条(保安規定)改正前後表 (2/4)

改正前	改正後
<p><u>八</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p><u>九</u> 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p><u>十</u> 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p><u>十一</u> 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。</p> <p><u>十二</u> <u>廃棄物管理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること。</u></p> <p><u>十三</u> <u>廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関すること。</u></p> <p><u>十四</u> 放射性廃棄物の<u>受入れ</u>、運搬、廃棄その他の取扱いに関すること。</p> <p><u>十五</u> 非常の場合に<u>採るべき</u>処置に関すること。 (新規)</p> <p><u>十六</u> 廃棄物管理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。 (新規)</p> <p><u>十七</u> 廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。</p> <p><u>十八</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者との共有に関すること。</p> <p><u>十九</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>二十</u> その他廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項</p> <p>2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p><u>七</u> 管理区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p><u>八</u> 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p><u>九</u> 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p><u>十</u> 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関すること。 <u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>十一</u> 放射性廃棄物の<u>受払い</u>、運搬、廃棄その他の取扱い(<u>事業所の外において行う場合を含む。)</u>に関すること。</p> <p><u>十二</u> 非常の場合に<u>講ずべき</u>処置に関すること。</p> <p><u>十三</u> <u>設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関すること。</u></p> <p><u>十四</u> 廃棄物管理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>十五</u> <u>廃棄物管理施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</u></p> <p><u>十六</u> 廃棄物管理施設の定期的な評価に関すること。</p> <p><u>十七</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者との共有に関すること。</p> <p><u>十八</u> 不適合(<u>品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び次項第十九号において同じ。)</u>が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>十九</u> その他廃棄物管理施設に係る保安に関し必要な事項</p> <p>2 法第五十一条の二十五第二項の認可を受けようとする者(廃棄物管理事業者に限る。)は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十一条の十八第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>

管理規則第34条(保安規定)改正前後表 (3/4)

改正前	改正後
<p><u>二</u> <u>安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>三</u> <u>廃棄物管理施設の品質保証</u>に関する<u>こと</u>(<u>根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付け</u>に関する<u>こと</u>を含む。)</p> <p><u>四</u> <u>廃止措置の品質保証</u>に関する<u>こと</u>(<u>根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付け</u>に関する<u>こと</u>を含む。)</p> <p><u>五</u> <u>廃止措置を行う者の職務及び組織</u>に関する<u>こと</u>(<u>次号に掲げるものを除く</u>。)</p> <p><u>六</u> <u>廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>七</u> <u>廃止措置の放射線業務従事者</u>に対する保安教育に関する<u>こと</u>であつて次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 保安教育の内容に関する<u>こと</u>であつて次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(2) 廃棄物管理施設の構造及び性能に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(3) 廃棄物管理施設の廃止措置に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(4) 放射線管理に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(6) 非常の場合に講ずべき処置に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p><u>八</u> 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>九</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十</u> 排気監視設備及び排水監視設備に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十一</u> 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する<u>こと</u>。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p> <p><u>二</u> <u>品質マネジメントシステム</u>に関する<u>こと</u>(<u>手順書等の保安規定上の位置付け</u>に関する<u>こと</u>を含む。)</p> <p><u>三</u> <u>廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u>に関する<u>こと</u>(<u>手順書等の保安規定上の位置付け</u>に関する<u>こと</u>を含む。)</p> <p><u>四</u> <u>廃止措置を行う者の職務及び組織</u>に関する<u>こと</u>(<u>次号に掲げるものを除く</u>。)</p> <p><u>五</u> <u>廃棄物取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに廃棄物取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>六</u> <u>廃止措置を行う者</u>に対する保安教育に関する<u>こと</u>であつて次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 保安教育の内容に関する<u>こと</u>であつて次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(2) 廃棄物管理施設の構造及び性能に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(3) 廃棄物管理施設の廃止措置に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(4) 放射線管理に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 40px;">(6) 非常の場合に講ずべき処置に関する<u>こと</u>。</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ その他廃棄物管理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p><u>七</u> 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>八</u> 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>九</u> 排気監視設備及び排水監視設備に関する<u>こと</u>。</p> <p><u>十</u> 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する<u>こと</u>。</p>

管理規則第34条(保安規定)改正前後表 (4/4)

改正前	改正後
<p><u>十二</u> 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事。 <u>十三</u> 廃棄物管理施設の巡視及びこれに伴う処置に関する事。 <u>十四</u> 廃棄物管理施設の施設定期自主検査に関する事。 <u>十五</u> 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱いに関する事。</p> <p><u>十六</u> 非常の場合に講ずべき処置に関する事。 (新規)</p> <p><u>十七</u> 廃棄物管理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事。</p> <p><u>十八</u> 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事。 (新規)</p> <p><u>十九</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者との共有に関する事。 <u>二十</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。 <u>二十一</u> 廃止措置の管理に関する事。 <u>二十二</u> その他廃棄物管理施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。 4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p><u>十一</u> 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事。 (削る) (削る)</p> <p><u>十二</u> 放射性廃棄物の運搬、廃棄その他の取扱い(事業所の外おいて行う場合を含む。)に関する事。 <u>十三</u> 非常の場合に講ずべき処置に関する事。 <u>十四</u> 設計想定事象に係る廃棄物管理施設の保全に関する措置に関する事。 <u>十五</u> 廃棄物管理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事。 <u>十六</u> 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第三十五条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関する事。 <u>十七</u> 廃棄物管理施設の施設管理に関する事(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事を含む。) <u>十八</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の廃棄物管理事業者との共有に関する事。 <u>十九</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事。 <u>二十</u> 廃止措置の管理に関する事。 <u>二十一</u> その他廃棄物管理施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。 4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>

再処理規則第17条(保安規定)改正前後表(1/3)

➤ 再処理規則第17条(保安規定)の改正前後表を示す(下線部:改正箇所)。

改正前	改正後
<p>(保安規定) 第十七条 法第五十条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 ～ 二十 (省略)</p> <p>2 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> <p><u>二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</u></p> <p><u>三 再処理施設の品質保証</u>に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p><u>四 廃止措置の品質保証</u>に関すること(根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p><u>五 廃止措置を行う者の職務及び組織</u>に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p> <p><u>六 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け</u>に関すること。</p> <p><u>七 廃止措置の放射線業務従事者</u>に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p>	<p>(保安規定) 第十七条 法第五十条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 ～ 二十 (省略)</p> <p>2 法第五十条の五第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第五十条第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>二 品質マネジメントシステム</u>に関すること(品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等(次項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p><u>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u>に関すること(手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p> <p><u>四 廃止措置を行う者の職務及び組織</u>に関すること(次号に掲げるものを除く。)</p> <p><u>五 核燃料取扱主任者の職務の範囲及びその内容並びに核燃料取扱主任者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付け</u>に関すること。</p> <p><u>六 廃止措置を行う者</u>に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p>

再処理規則第17条(保安規定)改正前後表(2/3)

改正前	改正後
<p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事。</p> <p>(2) 再処理施設の構造, 性能及び操作に関する事。</p> <p>(3) 再処理施設の廃止措置に関する事。</p> <p>(4) 放射線管理に関する事。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事。</p> <p>(6) 非常の場合に<u>採る</u>べき処置に関する事。</p> <p>ハ その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p><u>八</u> 再処理設備本体(回収可能核燃料物質(使用済燃料及び核燃料物質(再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。))をいう。以下同じ。))を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては, せん断処理施設)の操作停止に関する恒久的な措置に関する事。</p> <p><u>九</u> 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する事。</p> <p><u>十</u> <u>再処理施設の操作に関する安全審査に関する事。</u></p> <p><u>十一</u> 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p> <p><u>十二</u> 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関する事。</p> <p><u>十三</u> 線量, 線量当量, 放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事。</p> <p><u>十四</u> 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事。</p> <p><u>十五</u> <u>再処理施設の巡視及び点検並びにこれら伴う措置に関する事。</u></p> <p><u>十六</u> <u>再処理施設の施設定期自主検査に関する事。</u></p> <p><u>十七</u> 核燃料物質の<u>受渡し</u>, 運搬, 貯蔵その他の<u>取扱い</u>に関する事。</p> <p><u>十八</u> 放射性廃棄物の廃棄に関する事。</p>	<p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関する事。</p> <p>(2) 再処理施設の構造, 性能及び操作に関する事。</p> <p>(3) 再処理施設の廃止措置に関する事。</p> <p>(4) 放射線管理に関する事。</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関する事。</p> <p>(6) 非常の場合に<u>講ず</u>べき処置に関する事。</p> <p>ハ その他再処理施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p><u>七</u> 再処理設備本体(回収可能核燃料物質(使用済燃料及び核燃料物質(再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。))をいう。以下同じ。))を再処理設備本体から取り出していない場合にあつては, せん断処理施設)の操作停止に関する恒久的な措置に関する事(<u>廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に核燃料物質が回収されることがなく滞留している場合を除く。))。</u></p> <p><u>八</u> 保安上特に管理を必要とする設備の操作に関する事。 (削る)</p> <p><u>九</u> 管理区域, 保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事。</p> <p><u>十</u> 排気監視設備及び海洋放出監視設備に関する事。</p> <p><u>十一</u> 線量, 線量当量, 放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事。</p> <p><u>十二</u> 放射線測定器の管理及び放射線測定の方法に関する事。 (削る)</p> <p><u>十三</u> 核燃料物質の<u>受払い</u>, 運搬, 貯蔵その他の<u>取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。))</u>に関する事。<u>(廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在しない場合を除く。))。</u></p> <p><u>十四</u> 放射性廃棄物の廃棄<u>(工場又は事業所の外において行う場合を含む。))</u>に関する事。</p>

再処理規則第17条(保安規定)改正前後表(3/3)

改正前	改正後
<p><u>十九</u> 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。</p> <p><u>三十</u> 非常の場合に採るべき処置に関すること。</p> <p><u>二十一</u> 廃止措置期間中における初期消火活動のための体制の整備に関すること。</p> <p><u>二十二</u> 重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。)</p> <p><u>二十三</u> 大規模損壊発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しない場合を除く。)</p> <p>(新規)</p> <p><u>二十四</u> 再処理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>二十五</u> 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p>(新規)</p> <p><u>二十六</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関すること。</p> <p><u>二十七</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>二十八</u> 廃止措置の管理(保守管理(再処理施設の保全のために行う点検、試験、検査、補修、取替え、改造その他の必要な措置をいう。))に関すること。</p> <p><u>二十九</u> その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。</p> <p>4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p><u>十五</u> 海洋放出口周辺海域等の放射線管理に関すること。</p> <p><u>十六</u> 非常の場合に<u>講ず</u>べき処置に関すること。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>十七</u> <u>設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置に関すること。</u></p> <p><u>十八</u> 再処理施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>十九</u> 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第十九条の十六各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>二十</u> <u>再処理施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</u></p> <p><u>二十一</u> 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の再処理事業者との共有に関すること。</p> <p><u>二十二</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>二十三</u> 廃止措置の管理に関すること。</p> <p><u>二十四</u> その他再処理施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>3 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。</p> <p>4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>

研開炉規則第87条(保安規定)改正前後表 (1/3)

➤ 研開炉規則第87条(保安規定)の改正前後表を示す(下線部:改正箇所)。

改正前	改正後
<p>(保安規定) 第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p> <p><u>二 安全文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</u></p> <p><u>三 発電用原子炉施設の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</u></p> <p><u>四 廃止措置の品質保証に関すること（根本原因分析の方法及びこれを実施するための体制並びに作業手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</u></p> <p><u>五 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</u></p> <p><u>五の二 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること（燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。）。</u></p>	<p>(保安規定) 第八十七条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を<u>原子力規制委員会</u>に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>二 品質マネジメントシステム</u>に関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p> <p><u>三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム</u>に関すること（手順書等の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。</p> <p><u>四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関すること。</u></p> <p><u>五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること（燃料体が炉心等から取り出されている場合を除く。）。</u></p>

研開炉規則第87条(保安規定)改正前後表 (2/3)

改正前	改正後
<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>（１） 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>（２） 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>（３） 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>（４） 放射線管理に関すること。</p> <p>（５） 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>（６） 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>十二 放射線測定器の管理に関すること。</p> <p><u>十三 発電用原子炉施設の巡視及び点検並びにこれに伴う処置に関すること。</u></p> <p><u>十四 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱いに関すること</u> （廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p> <p><u>十五 放射性廃棄物の廃棄に関すること。</u></p> <p><u>十六 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</u></p> <p><u>十七 火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。）。</u></p>	<p>六 廃止措置を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであって次に掲げるもの</p> <p>（１） 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>（２） 発電用原子炉施設の構造及び性能に関すること。</p> <p>（３） 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。</p> <p>（４） 放射線管理に関すること。</p> <p>（５） 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>（６） 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p> <p>七 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。</p> <p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p> <p>十二 放射線測定器の管理 <u>及び放射線の測定の方法</u>に関すること。 <u>（削る）</u></p> <p><u>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）</u>に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。</p> <p><u>十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）</u>に関すること。</p> <p><u>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</u> <u>（削る）</u></p>

研開炉規則第87条(保安規定)改正前後表 (3/3)

改正前	改正後
<p><u>十八 内部溢(いつ)水発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</u>。</p> <p><u>十九 重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</u>。</p> <p><u>二十 大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること(廃止措置対象施設内に第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</u>。</p> <p><u>二十一</u> 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>二十二</u> 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>二十三</u> 発電用原子炉施設の<u>保守管理</u>に関すること(溶接事業者検査の実施に関することを含む。)</p> <p><u>二十四</u> 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p> <p><u>二十五</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>二十六</u> 廃止措置の管理に関すること。</p> <p><u>二十七</u> その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>4 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。</p> <p>5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</u></p> <p><u>十七</u> 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>十八</u> 廃止措置に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百二十九条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p> <p><u>十九</u> 発電用原子炉施設の<u>施設管理</u>に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。)</p> <p><u>二十</u> 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p> <p><u>二十一</u> 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p> <p><u>二十二</u> 廃止措置の管理に関すること。</p> <p><u>二十三</u> その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関し必要な事項</p> <p>4 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。</p> <p>5 第一項(前項において準用する場合を含む。)の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p>